

『英文帝国憲法義解』について

本学の前身英吉利法律学校が誕生して四年目にあたる一八八九（明治二十二）年六月二十八日に、英吉利法律学校から一冊の書籍が発行された。

書名は『Commentaries on the Constitution of The Empire of Japan』、『英文帝国憲法義解』と称されているその本は、大日本帝国憲法起草の中心人物伊藤博文が執筆した『帝国憲法義解』を、欧米先進国に紹介するため、腹心の伊東巳代治が英訳したものであった。

両書は、政府の公式見解に準じた性格を持ち、それゆえに憲法発布後百種以上も刊行された注釈書の中でもひとときわ脚光をあびたようであるが、和文原本は国家学会に、英訳本は英吉利法律学校にそれぞれ版權が与えられ、個人の著作として出版されたものであった。この『英文帝国憲法義解』刊行前後のエピソードを紹介しよう。

『英文帝国憲法義解』が刊行された年の紀元節（二月十一日）に、アジアで最初の近代憲法といわれる「大日



『英文帝国憲法義解』

印刷工に命じて印刷し、痛恨の誤記事件をひきおこしたものである。

官報局は、当初から秘密漏洩や誤植などはありませんとして伊藤らに反対し、事件発生後も引責を拒否したため、伊藤らは進退伺を出す事態にたち至った。そして、この時最後まで伊藤らと対立した官報局の責任者が高橋健三であったのである。ところと、初めに書いたよう

本帝国憲法」が発布され、全国各地で憲法発布を祝賀する行事がくりひろげられた。英吉利法律学校生徒も、兄弟校の東京英語学校の生徒と一緒に隊列を組み、皇居までの祝賀行進を行っているが、彼らの先頭には、両校の校長を兼務していた増島六一郎がバリスターの正装で馬上から行進を指揮したという。

帰校後、増島は両校生徒に対して、憲法の発布は時期尚早ではあるが、発布された以上は憲法社会に適應できる市民になるために、一層の学問修業を生徒たちに求めるといった内容の演説を行っている。

一方この時、創立者の一人高橋健三は帝国憲法に関連した事件の渦中にいた。俗に官報誤記事件といわれるもので、官報号外に掲載された帝国憲法の前文中に一字誤りがあった事件である。通常、官報は官報局で編集、校正、印刷されるが、この号外だけは、事前に憲法条文の外部漏洩をおそれた伊藤らの思惑で、内閣書記官が直接

に、伊藤は英吉利法律学校に『英文帝国憲法義解』の版權を与えている。しかし、面白いことに、『伊藤博文関係文書』によれば英吉利法律学校側でその交渉にあたり、編集全般を担当したのが右の高橋健三であったことがわかる。実際、同書の初版本の奥付にも「英吉利法律学校総代高橋健三」とされている。

どうやら官報誤記事件は高橋に対する伊藤の評価を深めることになったらしい。ともあれ、同書は英吉利法律学校にとって、英語による法律学習の好材料となったはずであり、同年九月の新学期からは帝国憲法の講座も設置されているのである。

この『英文帝国憲法義解』は八九年六月二十八日の初版のほかに、一九〇六年六月二十七日に第二版が、三一（昭和六）年五月二十日に第三版がそれぞれ刊行されている。